

子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出について

I 全国共通で「量の見込み」を算出する項目

(1) 教育・保育関係(4区分)

種別	対象		該当する施設
教育標準時間認定	1号(3～5歳)	専業主婦(夫)家庭 短時間就労家庭	認定こども園・幼稚園
保育認定 ①	2号(3～5歳)	共働きだが、幼稚園利用のみの家庭	幼稚園
保育認定 ②		共働き家庭等	認定こども園・保育園
保育認定 ③	3号(0～2歳)	共働き家庭等	認定こども園・保育園 地域型保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業関係(16事業) ※3事業追加

【ニーズ調査結果を活用して算出する事業(8事業)】

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| ◆時間外保育事業(延長保育) | ◆放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) |
| ◆子育て短期支援事業(ショートステイ事業) | ◆地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) |
| ◆一時預かり事業【幼稚園型、幼稚園型以外】 | ◆病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業) |
| ◆子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) | ◆利用者支援事業【基本型・特定型、母子保健型】 |

【ニーズ調査結果によらず算出する事業(8事業)】

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| ◆乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) | ◆養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業 |
| ◆妊婦健診 | ◆実費徴収に伴う補足給付事業 |
| ◆多様な主体の参入促進事業 | ◆子育て世帯訪問支援事業【追加】 |
| ◆児童育成支援拠点事業【追加】 | ◆親子関係形成支援事業【追加】 |

Ⅱ 量の見込みの標準的な算出方法(国の手引きによる方法)の概要

作業① 推計児童数と潜在家庭類型をクロスし家庭類型別児童数を算出



※アンケート結果から算出

作業② 家庭類型別児童数と利用意向率等をクロスし量の見込みを算出



※アンケート結果から算出

■潜在家庭類型の分類

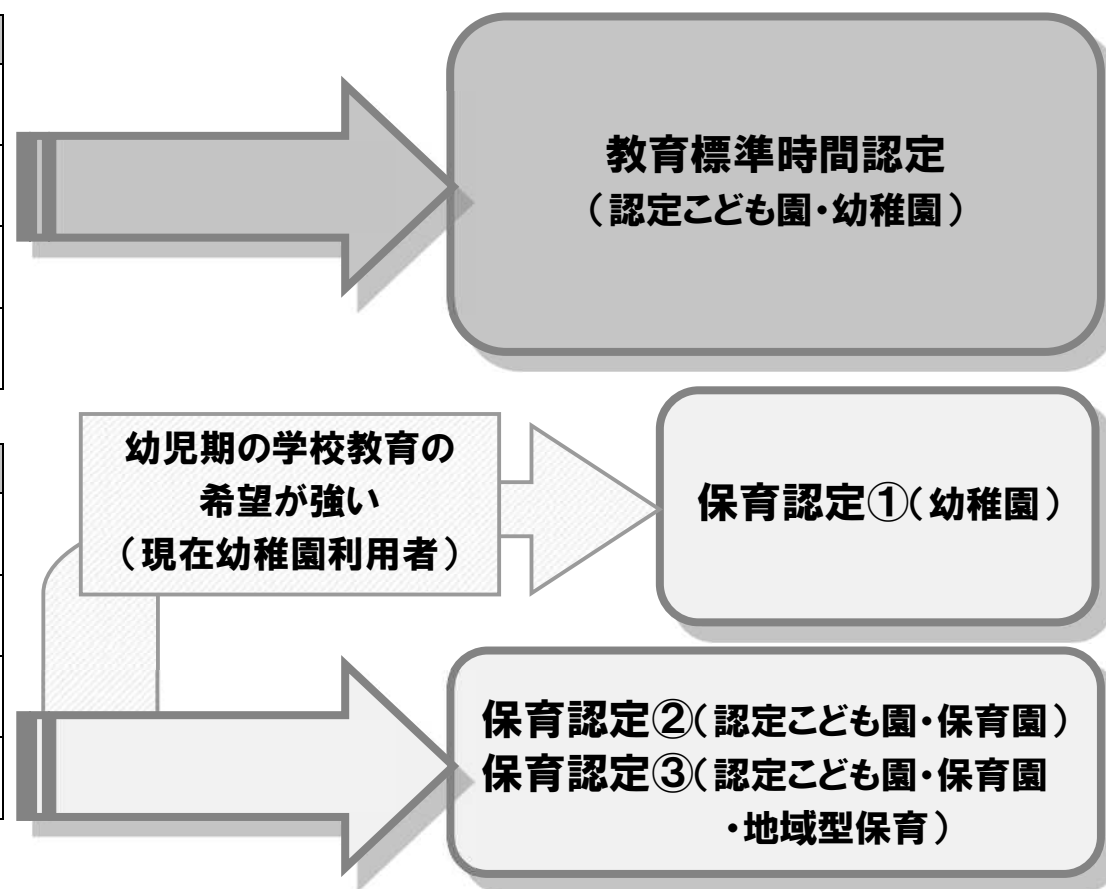
※ニーズ調査の問4【回答者】、問5【配偶者の有無】、問9-1【保護者の就労形態、就労日数・時間等】、問9-2【フルタイムへの転換意向】、問9-3【無職者の今後の就労希望、就労希望日数・時間等】の回答に基づき、“今後の潜在的な就労希望を含む”家庭類型に分類

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプC’	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
タイプE’	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
タイプF	無業×無業

■家庭類型と認定区分の関係

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプC'	フルタイム×パート（短）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE'	パート×パート（いずれか短）
タイプF	無業×無業

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パート（長）
タイプE	パート×パート（双方が長）



※下限時間＝各自治体における保育の必要性の認定の
下限時間（月 48～64 時間の間で市町村が定める時間）
（本市は「60 時間」で設定）

※パートタイム(長)・・・就労時間が「月120時間以上」の人と「月下限時間～120時間」の人の一部

※パートタイム(短)・・・就労時間が「月下限時間未満」の人と「月下限時間～120時間」の人の一部

■各事業の量の見込みの算出対象となる家庭類型

事業種別			算出の対象となる家庭類型
時間外保育事業（延長保育）			共働き家庭等 （タイプA・B・C・E）
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）			共働き家庭等 （タイプA・B・C・C'・E・E'）
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）			全家庭
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）			全家庭
一時預かり事業	幼稚園型	1号認定利用 （教育標準時間認定）	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭 （タイプC'・D・E'・F）
		2号認定利用 （保育認定）	共働きであるが幼稚園利用のみの家庭 （タイプA・B・C・E）
	幼稚園型以外		全家庭
病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）			共働き家庭等 （タイプA・B・C・E）
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		就学前児童	全家庭
		就学児童	全家庭
利用者支援事業	基本型・特定型、母子保健型		—（全家庭）

Ⅲ 各事業の量の見込みの算出方法

(1) 教育・保育の量の見込みの算出方法

項番	算出項目	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ量の算出式（国の手引き）
①	1号認定 （認定こども園 及び幼稚園）	タイプC' タイプD タイプE' タイプF	①対象年齢：3歳以上 ②利用意向率 （平日定期的に利用したい教育・保育事業）の回答者のうち、「幼稚園」または「認定こども園」を選択した人の割合（無回答を除く） ③算出式：量の見込み(人)＝家庭類型別児童数(人)×利用意向率(割合)
②	2号認定① （幼児期の学校教育の 利用希望が強いと 想定されるもの）	タイプA タイプB タイプC タイプE	①対象年齢：3歳以上 ②利用意向率 （平日定期的に利用している教育・保育事業）の回答者のうち、「幼稚園」を選択した人の割合（無回答を除く） ③算出式：量の見込み(人)＝家庭類型別児童数(人)×利用意向率(割合)
③	2号認定② （認定こども園及び 保育園）	タイプA タイプB タイプC タイプE	①対象年齢：3歳以上 ②利用意向率 （平日定期的に利用したい教育・保育事業）の回答者のうち、「幼稚園」から「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した人の割合（無回答を除く） ③算出式：量の見込み(人)＝ 家庭類型別児童数(人)×(2号認定②利用意向率(割合)－2号認定①利用意向率(割合))
④	3号認定 （認定こども園及び 保育園＋地域型保育）	タイプA タイプB タイプC タイプE	①対象年齢：0歳、1歳、2歳の3区分 ②利用意向率 （平日定期的に利用したい教育・保育事業）の回答者のうち、「認定こども園」から「居宅訪問型保育」のいずれかを選択した人の割合（無回答を除く） ③算出式：量の見込み(人)＝家庭類型別児童数(人)×利用意向率(割合)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法【ニーズ調査結果を活用して算出する事業（8事業）】

項番	算出項目	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ量の算出式（国の手引き） ニーズ量の精査の考え方
⑤	時間外保育事業 （延長保育）	タイプA タイプB タイプC タイプE	①対象年齢：0歳から5歳 ②利用意向率 （平日定期的に利用したい教育・保育事業）の回答者のうち、「認定こども園」から「居宅訪問型保育」のいずれかを選択し、かつ（利用希望時間帯）で「18時以降」の時間を記入している人の割合（無回答を除く） ③算出式：量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）
⑥	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	タイプA タイプB タイプC タイプC' タイプE タイプE'	①対象年齢：5歳児 ②利用意向率 （放課後の時間を過ごさせたい場所）で、「市の放課後児童クラブ」を選択した人の割合（無回答を除く） ③算出式：量の見込み（人）＝家庭類型別児童数（人）×利用意向率（割合）
⑦	子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）	全家庭類型	①対象年齢：0歳から5歳 ②利用意向率 （泊りがけの預け先）で、「子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用した」と回答した人の割合（無回答を除く） ③利用意向日数 （泊りがけの預け先）で、「子育て短期支援事業（ショートステイ）を利用した」と回答した人の「平均泊数」（年間） ④算出式：量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×（利用意向率×利用意向日数）

項番	算出項目	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ量の算出式（国の手引き）
⑧	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	全家庭類型	①対象年齢：0歳から2歳 ②利用意向率 （地域子育て支援拠点事業の利用状況）で、「利用している（子育て支援センター）」を選択した人数と、（地域子育て支援拠点事業の利用状況）で、「利用していない - 今後の利用希望（子育て支援センター）」を選択した人数の合計を、回答した者の合計人数で除した割合（無回答を除く） ③利用意向回数 （地域子育て支援拠点事業の利用状況）で、「利用している（子育て支援センター）」を選択した人と、（地域子育て支援拠点事業の利用状況）で、「利用していない - 今後の利用希望（子育て支援センター）」を選択した人の1か月あたりの平均利用（希望）回数 ④算出式：量の見込み(人日)＝家庭類型別児童数(人)×(利用意向率×利用希望回数)
⑨	一時預かり 【幼稚園型】 （①1号認定による利用）	タイプC' タイプD タイプE' タイプF	①対象年齢：3歳から5歳 ②利用意向率 （ア）（平日定期的に利用したい教育・保育事業）で、「幼稚園」または「認定こども園」を選択し、かつ（不定期事業の利用意向）で「利用したい」と選択した人の、これらの問の回答者数に占める割合（無回答を除く） （イ）（平日定期的に利用している教育・保育事業）で、「幼稚園」を選択し、かつ（不定期事業の利用状況）で、「利用している」を選択した人のうち、（一時預かり等の利用状況）で「認定こども園・保育園等の一時預かり」から「中央子育て支援センターの一時預かり」を選択した人の割合（無回答を除く） ③利用意向日数 （不定期事業の利用意向）で、「利用したい」と選択した人の「平均日数」（年間） ④算出式：量の見込み(人日)＝ 家庭類型別児童数(人)×(利用意向率ア×利用意向率イ×利用意向日数)

項番	算出項目	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ量の算出式（国の手引き）
⑩	一時預かり 【幼稚園型】 （②2号認定による利用）	タイプA タイプB タイプC タイプE	①対象年齢：3歳から5歳 ②利用意向率：1.0（2号認定なので、すべての人に一時預かりを利用したい意向がある） ③利用意向日数 2号認定のうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの」について、（保護者の就労状況）で把握する「就労日数」（＝1週当たり日数×52週） ④算出式：量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×（利用意向率×利用意向日数）
⑪	一時預かり 【幼稚園型以外】 （⑨・⑩以外）	全家庭類型	①対象年齢：0歳から5歳 ②利用意向率 （不定期事業の利用意向）で「利用したい」を選択した人の割合（無回答を除く） ③利用意向日数 （不定期事業の利用意向）で「利用したい」を選択した人の平均日数 ④算出式：量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×（利用意向率×利用意向日数） － 一時預かり事業（幼稚園型）（1号認定による利用のみ）の利用意向日数 － （不定期事業の利用状況）における「ベビーシッター」、「その他」の利用日数

項番	算出項目	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ量の算出式（国の手引き）
⑫	病児・病後児保育事業、 子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	タイプA タイプB タイプC タイプE	①対象年齢：0歳から5歳 ②病児・病後児の発生頻度 ・（病気やけがで事業が利用できなかった場合の対処方法）で、「父親が仕事を休んだ」、「母親が仕事を休んだ」に回答した人のうち、（病児・病後児保育等の利用意向）で「利用したい」と回答した人と、 ・（病気やけがで事業が利用できなかった場合の対処方法）で「病児・病後児の保育を利用した」、「緊急サポートセンターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した人の合計を（病気やけがで事業ができなかったことの有無）の全回答者で割る（無回答は除く）。 ③利用意向日数 ・（病児・病後児保育等の利用意向）で「利用したい」と回答した日数の総計と、 ・（病気やけがで事業が利用できなかった場合の対処方法）で「病児・病後児の保育を利用した」、「緊急サポートセンターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」と回答した日数の総計を合算 ・「日数の総計」を、（病児・病後児保育等の利用意向）で「利用したい」、（病気やけがで事業が利用できなかった場合の対処方法）で「病児・病後児の保育を利用した」、「緊急サポートセンターを利用した」、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」のいずれかに回答した人の合計（「延べ」ではなく「実人数」、「0日」回答は除く）で割った数 ④算出式：量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×（利用頻度×利用意向日数）
⑬	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	全家庭類型	①対象年齢：5歳児 ②利用意向率：（放課後の時間を過ごさせたい場所）で、「ファミリー・サポート・センター」を選択した人の割合（無回答を除く） ③利用意向日数 （ファミリー・サポート・センターの利用予定日数）（（放課後の時間を過ごさせたい場所）で「ファミリー・サポート・センター」を選択した人）の平均日数 ③算出式：量の見込み（人日）＝家庭類型別児童数（人）×（利用意向率×利用意向日数）

項番	算出項目	対象となる 潜在家庭類型	ニーズ量の算出式（国の手引き）
⑭	利用者支援事業 【基本型・特定型、母子 保健型】	— （全家庭類型）	（第一期 国手引き）教育・保育施設や他の地域こども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して、当事業の量の見込みを算出すること。この場合、子育て中の親子の身近な場所に設置することが必要であることから、例えば複数の中学校区（2中学校区など）に1か所などを目安として、箇所数で設定 （第二期 国手引き）子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。 （第三期 国手引き）令和4年の児童福祉法の改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。

（３）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法【ニーズ調査結果によらず算出する事業（８事業）】

項番	算出項目	国基本指針の参酌標準等（※印は第三期 国手引きより）
⑮	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定
⑯	養育支援訪問事業その他要保護児童等支援に資する事業	要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定
⑰	妊婦健診	母子保健法第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定
⑱	実費徴収に伴う補足給付事業	—
⑲	多様な主体の参入促進事業	—
⑳	子育て世帯訪問支援事業	量の見込み（人日）＝推計児童数（人）×対象世帯数（世帯）/全児童数（人）×平均利用日数（日） ※
㉑	児童育成支援拠点事業	量の見込み（人）＝推計児童数（人）×対象児童数（人）/6歳以上の児童数（人） ※
㉒	親子関係形成支援事業	量の見込み（人）＝推計児童数（人）×対象世帯数（世帯）/全児童数（人） ※